

コンラート・オットに定位した環境倫理学の根拠づけ

A Study on the Grounding of Environmental Ethics Based on Konrad Ott's Argumentation

飛田 満
Mitsuru TOBITA

Abstract

“Environmental ethics” is a discipline of applied ethics that is concerned with problems in ethically right dealing with external nature, excluding human beings. However, concerning dealing with nature, there are various positions, such as anthropocentrism, pathocentrism, biocentrism, ecocentrism, physiocentrism and so on. This paper is based on a treatise of the German philosopher Konrad Ott (1959~), *Environmental Ethics: Provisional Determinations of Some Positions* (2000). My purpose is to examine the determinations and differences of main positions within environmental ethics. Using Ott's argumentation, I would like to sketch the architectonic and history, the consensus and dissension, and the grounding and application of environmental ethics. Furthermore, I would like to consider Ott's “discursive ethical” approach to environmental problems today.

Keywords : Konrad Ott, environmental ethics, discursive ethics

キーワード : コンラート・オット、環境倫理学、討議倫理学

1. はじめに

環境倫理学 (Umweltethik) は応用倫理学の一分野であり、ドイツではエコロジー倫理学 (Ökologische Ethik) あるいは自然倫理学 (Naturethik) とも呼ばれるが、人間以外の外的な (生命をもつにせよまたぬにせよ) 自然に対する、規範的に正当な (個人的にせよ集团的にせよ) 関わり方に関する諸問題を取り扱う。ただし自然に対する関わり方と一口に言っても、一方では自然に道具的価値しか認めない「人間中心主義的」立場もあれば、他方では自然に絶対的自己価値を認める「自然中心主義的」立場もあり、さらにこれら両極の間にはじつにさまざまな中間的立場が見出される⁽¹⁾。そこで拙稿では、とりわけ環境倫理学の分野で多くの著作を発表し、今後もさらなる活躍が期待される現代ドイツの哲学者コンラート・オット (Konrad

Ott) の論文「環境倫理学—諸立場の暫定的規定—」(2000年)に依拠しつつ、現代の環境倫理学の概念的諸規定と諸立場の位置づけについて若干の考察を試みたい⁽²⁾。

コンラート・オットは1959年に生まれ、フランクフルト大学のユルゲン・ハバーマスのもとで学位を取得し、フランクフルト大学、チュービンゲン大学で講師を歴任、ライプツィヒ大学で教授資格を取得し、1997年から2012年までグライフスヴァルト大学(環境倫理学)教授、2012年6月からは、キール大学(環境哲学・倫理学)の教授職に就いている。さらに教授活動と並行して、2000年から2008年までドイツ連邦政府の環境問題専門家委員会委員なども務めている。主要著作(単著)としては、『エコロジーと倫理学—実践哲学の一つの試み—』(1993年)、『根拠づけることから行動することへ—応用倫理学論集—』(1996年)、『イブソ・ファクト〔事実それ自身によって〕—学問的実践の規範的意味の倫理的根拠づけ—』(1997年)、『道徳の根拠づけ入門』(2001年)、そして最近では『環境倫理学入門』(2010年)などを刊行している⁽³⁾。

拙稿で考察の対象とする論文「環境倫理学—諸立場の暫定的規定—」は、コンラート・オットとマルティン・ゴルケの共編著『環境倫理学のスペクトル』(2000年)に収録されている。もともと本書に掲載された諸論文は、編者の解説によれば、1998年/99年の冬学期に、グライフスヴァルト大学(エルンスト・モーリッツ・アルント大学)植物研究所(現在は、植物学・景観エコロジー・自然保護のための研究所)環境倫理学講座の主催で、本書と同じタイトルのもとに行われた一連の講義にさかのぼる。そしてこの一連の講義の目的は、受講者に「現在、ドイツ語圏の環境倫理学において主張されているさまざまな立場と議論の代表的な一場面に親しんでもらう」ことであったという⁽⁴⁾。

ゴットハルト・トイチュは、1985年に(ドイツでおそらく最初の)『環境倫理学事典』の巻頭言で、次のように述べている。「環境倫理学は、幾つかの危機的現象から生まれ、倫理学を専門とする人々が(幾つかの例外は別として)ほんの数年前から取り組んでいる、新しくはまだ見通しのきかない研究分野である」⁽⁵⁾。その後25年以上を経て、今日では、環境問題への関心の高まりの中で、環境倫理学に関する研究は非常に盛んになったが、しかしすぐれて学際的で、理論と実践とが絡み合い、主要な問題はつねに新しく、全体的に見通しがきかない研究分野である点は変わらないと言えよう。

オットによれば、環境倫理学(環境問題の倫理的討議)は、「グローバルな生態系の危機を招いたことに対する精神的応答(geistige Antwort)」として理解される。このような危機が存在するということは、たしかに相互に絡み合うさまざまな環境問題(気候変動、生物多様性の喪失、水不足、森林伐採、砂漠化、人口増加など)に直面して、ほとんど異論の余地はない。そこでこのような危機が存在するとなれば、精神的応答はこのような諸問題に対する「一時的ではない持続的な解決のための必要ではあるが十分な前提」であるとは決して言えない。精神的なものという概念は、ここでは形而上学的なものではなく、「討議的合理性」(diskursive Rationalität)という意味で理解されなければならない⁽⁶⁾。

以下にオットの行論に従って、環境倫理学の歴史と構成（2）、構想上の諸立場の相違（3）、環境倫理学の根拠づけ理論と実践的運用の問題（4）について考察することにより、現代の環境倫理学の言わば「見取り図」を視野に収めたい。併せて、オットの環境問題への討議倫学的アプローチの一端を看取したい。

2. 環境倫理学の歴史と構成

2-1. 環境倫理学の歴史

環境倫理学は哲学の独立した分野として誕生してからまだ30年ほどしか経っていない。とくにアメリカにおいて、環境倫理学は初期には〈environmental ethics〉という名称のもとに、いわゆる「応用倫理学」の一部門として現れた。その間に、環境倫理学に関する専門誌も多数刊行されている。

それに対して、環境保護運動や自然保護運動ということになれば、19世紀にまで遡る。しかも自然保護運動の始まりにおいてすでに、道徳的・倫理的な基礎づけという戦略が明確であったことからすると、環境倫理学は、エルンスト・ルドルフやヘンリー・ソローにまで遡る。またアルベルト・シュヴァイツァーの「生命への畏敬」も、単なる先駆者というカテゴリーのもとには包摂されない「生命中心主義的」な倫理学構想であり、さらにマルティン・ハイデガーの後期著作の中に「自然中心主義的」な倫理学の素地があると考えられる作家も少なくない。

他方で「人間中心主義的」という表現は、オットによれば、1911年、プロイセンでの第4回天然記念物保護会議においてハンス・クローゼが行った講演の中に最初に見出される。そのまま引用すると、「動物に関する〈有益と有害〉という世間一般の考え方が、今日の我々による自然の捉え方とやはり対立する点が多いことに驚いてはならない。これに関しては科学的動物学が、古くからの人間中心主義的な思考法を思い出させる諸理論を提示して久しい。すなわち経済的損失を最小にすることが、十分に有害な生物を非難する所以となり、また根絶の要求の根拠ともなったのである」。

〈environmental ethics〉という表現は、70年代初めに作られた。新しい環境倫理学のパイオニア的段階は、危機についての数多くの診断に基づいて、環境保護・動物保護・自然保護という喫緊のテーマを真に道徳的な要請として引き受けられるような哲学的・倫理的な構想に転換しようとするさまざまな試みによって特徴づけられる。

アメリカでは、この分野はきわめて広範であり細分化しているので、専門家でさえ見通しをつけることは難しい。比較的ラディカルなアプローチは、エコフェミニズム、エコソフィ、ディープ・エコロジー、アース・ファースト！などの政治的プラットフォームと手を組んでいる。本題のドイツでは、環境倫理学は比較的遅く形成された。ここでは、クラウス・ミヒャエル・マイヤー＝アービツヒ、ディーター・ビルンバッツヒャー、アンゲリカ・クレプス、ディートマール・フォン・デア・プフォルテン、そしてコンラート・オットの名前を挙げておきたい⁽⁷⁾。

2-2. 環境倫理学の三つの次元

オットによれば、環境倫理学は、三つの次元 (Ebenen) と三つの領域 (Bereiche) とから成っている。このうち三つの次元というのは、(1) 哲学的・倫理的次元、(2) 政治的・法的次元、(3) 個々の事例に関連する決疑論的 (kasuistisch) 次元のことである。そこで哲学の分野としての環境倫理学には、一つの次元 (1) がそのまま割り当てられる一方で、この最も高い次元において重要となる道徳的問題提起が、三つの次元すべてを包括し規定する限りで、環境倫理学は他の二つの次元においてもまたプレゼンスをもつ。

(1) 哲学的・倫理的次元においては、文脈に応じて変異のない普遍的な「根拠づけ」が重要とされる。この次元における論争は、「人間中心主義」と「自然中心主義」(「生命中心主義」「生態系中心主義」) との間で展開される。人間中心主義の立場に従えば、環境保護と自然保護のための説得力のある根拠づけは、結局のところ、いつも人間の利益や必要などに関わらざるをえない。他方で自然中心主義の立場は、自然界のいくらかのあるいはすべての存在は、その存在自身のために保護されるべきだという見解をとっている。自然保護のための専門的なランクづけの構想や価値づけの図式は、哲学的・倫理的次元で根拠づけられなければならない前提条件、例えば「種の保護」といったような前提条件に基づくとされる。

(2) 政治的・法的次元において重要とされるのは、例えば「環境の質」に関して、集団的に拘束力をもつ規範的な諸規則を定め目標を設定することである。環境保護と自然保護に関する多くの問題は、個々人のほとんど悪意のない行動が積み重なった結果として発生するので、この次元においてしばしば重要とされるのは、集団的に拘束力をもつ規範や規則、割り当てや基準などを根拠づけ、また合意によって確定することである。環境倫理学がこの次元においてプレゼンスをもつのは、例えば「共有地の悲劇」(tragedy of commons) 構造の解釈に基づいて、個人の行動に自由裁量の余地が認められる条件を、集団的に合意可能な環境保護と自然保護の目標のために根拠づけることによってである。

(3) 個々の事例に関連する(決疑論的)次元において重要とされるのは、環境保護や自然保護に関するテーマに固有の事例と対策であり、どちらかといえば技術的あるいは方法的な細目をとともなう。自然のある特定の領域を保護するに値するものとして、それに自然保護上の専門的なランクづけを行うのは、この次元に位置づけられることである。なおこの次元においては、決疑論的問題といっても、政治的・法的次元において調停される問題と、哲学的・倫理的次元において直ちに生じる問題(人間中心主義と自然中心主義との、あるいは自然中心主義の中の道徳的衝突)とが区別されなければならない。

これらの次元の関係は分業の形をとっている。例えば環境倫理学は、遺伝子や種や生態系のレベルにおいて、生物の多様性を広範囲にわたって保護するための(一応の)義務づけと、自然保護のための責務を(証明するわけではないが)納得がゆくように根拠づけることができる。

政治的・法的次元においては、部門に応じて段階をもった自然保護法を制定することができる。決疑論的次元においては、ある地域が自然保護地区、国立公園、生物圏保護区、景観保護地区などに指定されるべきかどうかしばしば重要とされる。

これら三つの次元の各々において、なにがなぜ行われ、あるいは行われなにかについて、論証されなければならない。この論証（Argumentation）は、哲学的・倫理的次元においては「討議」（Diskurs）、政治的・法的次元においては「討論」（Debatte）、決疑論的次元においては「議論」（Diskussion）と呼ぶことができる、とオットは述べている。そのさい重要とされるのは、「討議」においては一般的な道徳的洞察に対して生じうる「同意」（Beipflichtung）であり、「討論」においては集団的な拘束力をもつ諸規則に対する国民の間での「承諾」（Einwilligung）であり、「議論」においては現場の対策に対する直接的あるいは間接的な関係者の「合意」（Einverständnis）であるとされる⁽⁸⁾。

2-3. 環境倫理学の三つの領域

環境倫理学は、さらに三つの主題的領域に分けられる。ここでオットが三つの領域というのは、（1）資源倫理学（Ressourcenethik）、（2）動物倫理学（Tierethik）、（3）自然倫理学（Naturethik）のことである。

（1）資源倫理学の主題は、過剰に利用されやすい希少な資源（化石燃料、重要金属など）や、汚染されやすい脆弱な環境媒体（水、土壌、大気など）との関わりに関する道徳的観点である。これには再生可能な生物資源（魚類、森林など）もまた数え入れられる。

（2）動物倫理学の主題は、痛みを感じる個々の有機体、すなわち利害関心をもちうる高等動物との関わりに関する道徳的観点である。したがって道徳的・倫理的な問題は、私たちと同様に苦痛を感受すると私たちが仮定することができる自然界の存在に対する私たちの態度に関係する。それゆえに動物倫理学のたいていの構想（ピーター・シンガー、トム・リーガン、ウルズラ・ヴォルフなど）においては、すべての動物がではなく、痛みを感じる動物だけが考慮されており、したがって動物界が二分されているので、「動物倫理学」という表現は、誤解を招きやすい。

（3）自然倫理学の主題は、下位の生物（植物、菌類など）や、個体を超えた生命的なもの（種、生態系、景観など）との関わりに関する道徳的観点である。こうしたことは首尾一貫した種の保護に対して当てはまるが、ここに首尾一貫した種の保護というのは、興味をそそる種に限られず、潜在的に有用でもなければ美的な魅力もなくシンボルにもならない種もともに保護するということを含意する。同じことが、原生自然の保護、進化の潜在能力の保護、自然のプロセスの保護に対しても当てはまる。

多くの環境問題が、以上のような資源倫理的、動物倫理的、自然倫理的な主題を示し

ている。その際、問題となるのは、パースペクティブ、つまり主題化する観点、焦点の当て方である。例えば、資源倫理学のパースペクティブで動物が再生可能な資源として現れるとき、自然倫理学にとって意味があるのは個体ではなく種あるいは生態系そのものであるが、しかし動物倫理学では痛みを感じる能力をもつ個々の有機体に目が向けられる。3つの次元と3つの領域が互いに組み合わせられるときに、環境倫理学の9つからなるマトリックスが示されるということであろう⁽⁹⁾。

3. 環境倫理学の構想上の諸立場の相違

今日の環境倫理学は見解の一致 (Konsense) と不一致 (Dissense) の双方を含んでいる。どのような一致ないし不一致が存するのか、オットは9つの観点から論じている⁽¹⁰⁾。

3—1. 自然主義的誤謬

環境倫理学は「自然主義的誤謬」(naturalistische Fehlschlüsse) が回避されるように構想されなければならない。これはコンセンサスである。自然主義的誤謬とは、経験的命題から規範的命題が推論される (存在から当為が推論される) 場合には、つねに生ずるものである。経験的性質 (「希少な」「複雑な」「古い」など) が規範的に使用される (「道徳的によい」) 場合には、そのための規範的根拠が示されなければならない。例えば希少な動物種や植物種を保護しようとする場合には、なぜそれらを保護すべきかを、規範的根拠を示して説明しなければならない。というのは、あらゆる希少なものが希少であるというだけで保護に値するわけではない、例えば希少となった痘瘡ウイルスが希少であるから保護されるべきであるとは言われなければならないからである。

3—2. 「道徳的行為主体」と「道徳の受け取り手」

人間中心主義は方法的にはどの倫理学にも避けられない。ここでは道徳的行為者、いわゆる「道徳的行為主体」(moral agents) と、規範的な諸規則に関係する存在、いわゆる「道徳の受け取り手」(moral patients) が区別されなければならない。その際「道徳的行為主体」であるのは、行為し対話することができる人格のみであり、自然的存在は、しかし多くの人間的存在も「道徳の受け取り手」として、私たちの規範的諸規則の結果に関係することはできるが、しかし諸規則に関する討議と討論に自分の意見を持って参加することはできない。ところで、道徳的責任を自ら担う能力がない存在 (道徳の受け取り手) に対して、私たち (道徳的行為主体) は疑いもなく道徳的責任を担うことができる。このような「道徳の受け取り手」をそれ相応に尊重しない倫理学は、例えば人間の胎児、昏睡状態の人、故人、将来世代などに対して、私たちの道徳的信念に反する帰結を引き出すことになる。

3-3. 「対する義務」と「顧慮する義務」

カントに由来する「対する義務」(Pflichten gegenüber)と「考慮する義務」(Pflichten in Ansehung von)との区別は、広く認められている。「対する義務」とは直接的義務であり、「考慮する義務」とは直接的義務を前提とする間接的義務である。つまり「xを考慮する義務」が根拠づけられるのは、yという存在に対して直接的義務が成立し、このyにとってxが高次の善であり高次の価値があるということを示すことによっている。xの損失はyにとって悪や害でありうるからである。したがって道徳的義務は、(直接的義務として)将来世代、自然愛好家、痛みを感じる動物などに対して成立しうるが、しかしこれとは別に(間接的義務として)地下水、気候、土壌、自然美、生息場所などを考慮する義務も成立しうることになる。

3-4. 道徳的に重要な性質

直接的義務の承認をめぐることは、ウィリアム・フランケナに倣って、「人格主義」(Personalismus)、「人間主義」(Humanismus)、「感受能力中心主義」(Pathozentrismus)、「生命中心主義」(Biozentrismus)、「生態系中心主義」(Ökozentrismus)、「全体論」(Holismus)の諸立場を区別することができる。人格主義は人格だけを、人間主義はあらゆる人間的なものを、感受能力中心主義はあらゆる苦痛を感じるものを、生命中心主義はあらゆる生命あるものを、全体論はあらゆる存在するものを「道徳的共同体」(moral community)のうちに組み込む。生命中心主義と全体論との間にある生態系中心主義は、生態系の連関がそれ自身として保護に値することを主張する。

これらすべての立場の背後には、道徳的に直接考慮されるべき存在者の範囲(道徳的共同体)とはなにか、あるいは道徳的に重要な性質とはなにか、といった問いが存している。ここに「道徳的に重要な性質」とは、それに基づいて私たちがあつる存在者を直接的に道徳的に保護するに値するものと認め、あるいはその存在者に対する義務を認めることを強いられているような性質のことである。だれでもあるものに対して、道徳的に重要なものとして承認されるべき性質(例えば、人間であること、人格をもつこと、関心を具えること、意識があること、苦痛を感じること、生命をもつことなど)が帰せられる場合に、なにかを行ったり行わなかったりする、なんらかのあるいはいくつかの義務を有する。

道徳的に重要な性質がなにかを規定すること、あるいはそれに応じた境界を設定することが「道徳的共同体」の範囲を確定することになる。これをエリオット・ソバーに倣って、「境界設定の問題」(demarcation problem)と呼ぶとするならば、この問題は当然、環境倫理学においてとりわけ徹底的に議論されている。例えば、リチャード・ヘアにとっては、苦痛を感じるものが道徳的に顧慮するに値することの「かなり明確な分岐点」である。ロビン・アットフィールドは、生命中心主義の意味において、生命をもつことが決定的な性質だと主張している。さらにローラ・ウェストラは、この性質においては生態系の完全性が重要とされると確信している。

3—5. 道徳的共同体の外延

「道徳的共同体」の範囲をめぐる問いに関して主張される多くの論証は、外延に関するものである。このことは、承認された道徳的原則「道徳的意義についてなにも異論がない限り、誰にも理由なく害を与えるな、他人の目的の追求を尊重せよ」を取り上げて、それに続いて、なぜこうした原則が人間以外の生命体のある階層に適用されるべきかを根拠づけようと試みることを意味する。この拡張の試みは、さまざまな在り方の存在者の存在を可能にする「存在論的」差異を考慮しなければならない。その限りでは、「他人の目的の追求を尊重せよ」という規範を、低次の動物、植物や菌類に適用することよりも、「誰にも理由なく苦痛を与えるな」という規範を、高等動物に適用することの方が容易であろう。

3—6. 感受能力中心主義

苦痛を受けるものの視座からすると、苦痛は害悪として経験されるので、苦痛を与えることは、良識的に見て道徳的に直接的に重要な意味をもつ。それゆえに多くの環境倫理学者は、感受能力中心主義の立場を主張する。苦痛を感じるものがなくなるならば、そこで直接的に道徳的に顧慮するに値することも終わりになる。この解決による帰結は、低次の動物、植物、菌類や、生命統一体（種、生態系、景観）は、ただ間接的にのみ顧慮すればよいという点にある。種は種そのものとして保護するに値するという、自然保護論者の直観は払拭されるわけではない。自然保護の根拠づけもまた間接的に構想されなければならない。そこで苦痛を感じる高等動物にたいして別の利害を帰することで、例えば「野生の高等動物に対する自然の生息場所を顧慮する義務」を主張することもできる。

3—7. 階層主義的構想と平等主義的構想

感受能力中心主義または生命中心主義の倫理学を主張するならば、倫理学を「階層主義的に」(gradualistisch) 構想するか「平等主義的に」(egalitaristisch) 構想するかという選択を迫られる。階層主義的な立場によれば存在者の組織化のレベルに応じてランクづけが行われる一方で、平等主義的な立場は「道徳的共同体」の全構成員の道徳的価値の同等性を主張する。人格に関して言えば、私たちは（例えば知能指数によって）道徳的配慮の階層的ランクづけを行うことを許されないことと見なすであろう。このような場合、人間を超えて「道徳的共同体」を拡張するならば、なぜ階層的ランクづけを行うことが許されるのかある根拠が必要であるが、そのような根拠を見出すのは容易ではない。

一つ確かなことは、より多くの存在者を「道徳的共同体」の構成員に数え入れるほど、またより多くの自然資源を間接的な「考慮する」義務によって保護するに値する領域に取り込むほど、ますます多くの目的が衝突し、規範が対立し、考慮されるべき問題が必然的に生じるということである。平等主義的なアプローチは、たいいてい「基礎的な」(basal) 利害と「周辺のな」(peripher) 利害とを区別し、人間の基礎的でない（周辺のな）利害よりも、人間以外の生物の

基礎的な利害を、葛藤しながらも高く評価する。こうしたことは、しかしさまざまなラディカルな帰結をもたらす。というのは、生存という最低限のものの上で、他の生物にその基礎的な利害の点で害を与えるような行為は、正当化されえないことになるからである。

3—8. 生態系中心主義とエコファシズム

ベアード・キャリコットは、生態系中心主義を自然保護のための倫理的基盤として推奨している。根拠づけの問題において生態系中心主義のアプローチは、生態系の完全性 (Integrität) をもって道徳の最高原理として証明している。しかし生態系中心主義は、道徳的に考慮されるべきであるのは個体だけであるとする感受能力中心主義や生命中心主義によって受け入れられた原則と袂を分かたず。こう見るならば、倫理的構想の本当に根本的な断絶は、人間中心主義と感受能力中心主義との境界に存するのではなく、「道徳的共同体」のうちに個体を越えた全体が受け入れられるところに存するのである。ここから、個体の価値は全体への寄与によって測られるということが帰結する。アルド・レオポルドによれば、「A というものは、生態系の完全性と安定性、美しさを維持する傾向がある場合に正しく、そうでない場合には間違っている」。またキャリコットによれば、「生態系への影響は、行動の倫理的な質を規定するための決定的要因である」。

ところでこれらの命題は、徹底した生態系中心主義の立場は「エコファシズム」的帰結をもたらすという広範な議論のきっかけを与えた。生態系中心主義がこのような帰結から逃れることができるのは、もっぱら生態系連関が道徳的に考慮するに値することを、言わば道徳意識の新たな外側の皮（それは内側の皮を損なうことがない）として解釈する場合である。それゆえに生態系中心主義は次のような二者択一の前に立っているようだ、とオットは言う。すなわち、これらの命題を道徳原理として解釈することを堅持して、そこから生じる「エコファシズム」的帰結を受け入れるか、またはキャリコット流の「皮」(Schalen) のモデルを選択して、この帰結を回避するが、しかし厳密な意味での生態系中心主義的な道徳原理を排除してしまうか、どちらかである。

3—9. 人間中心主義と自然中心主義の収斂

人間中心主義と生命中心主義の立場が運用上の問題においてどの程度まで同じようなあるいは似たような帰結に至りうるかということが議論されている。これを「収斂の問題」(Konvergenzproblem) と呼ぶとするならば、ブライアン・ノートンはほとんど完全な収斂を主張している。しかし完全に収斂する場合には、自然中心主義の立場も根本において余計なものとなるであろう。というのは、人間中心主義のより穏健な前提から出発しても、自然中心主義のより強硬な前提から出発しても、同様の政治的・法的・決疑論的帰結に至るのであれば、後者の自然中心主義の立場は（私的な世界観として）不問に付すこともできるからである。

4. 環境倫理学の理論と実践

4-1. 環境倫理学の根拠づけ

環境保護や自然保護のために主張される哲学的・倫理的論証の総体を、オットはクレプスに倣って、「環境倫理学の論証領域」(Argumentationsraum der Umweltethik)と呼んでいる。環境問題が「討議」に基づいて解決されるとすれば、環境保護や自然保護のために尽力する人々には、この「論証領域」に立ち戻る以外の選択肢はない。環境保護や自然保護に参加・関与しようとする場合には、つねにこれらの論拠のうちの一つないし多くに引き戻される。オットはこのような「環境倫理学の論証・論拠」として、以下の16項目を挙げている。

1. 将来世代に対する義務
2. 自然美という論拠
3. 生活の物質的基盤あるいは「基本的要求」(basic-needs) という論拠
4. 身体・健康・健在という論拠
5. 故郷(ハイマート)という論拠
6. 幸福主義的論拠
7. 「可変的価値」(transformative-value) という論拠
8. 「自然に対する人間の権利」という論拠
9. ビオフィリー仮説(エドワード・ウィルソン)
10. 感受能力中心主義的論拠
11. 目的論的・生命中心主義的論拠
12. 生態系中心主義的論拠
13. 「自然の絶対的価値」という論拠
14. 全体論的論拠
15. 自然哲学的論拠
16. 神学的・宗教的論拠

これら一連の論拠(Gründe)は、ある緊張構造を表している。ここでは、論証が持ち出され、批判にさらされる。吟味にかけられ蓄積されることで、論証の概念も二義的なものとなる。すなわち、「仮定的論証」(präsumtive Argumente)と「十分な論証」(gute Argumente)とが区別されなければならない。これら一連の論拠はすべてこの二種類の論証を含んでいる。このうち「十分な論証」を簡潔にして、「合意」を引き出すことは可能である。この合意への接近を通じて、しだいに環境倫理学の「メインストリーム」が形成される、と考えられる⁽¹¹⁾。

4-2. 環境倫理学の運用問題

(1) 将来世代に対する義務は、有限で危機に瀕している生物資源や非生物資源、環境媒体(空気、水、土壌など)、自然保護資源(生態系、景観など)を考慮する。そうしてこれらを考慮する(間接的な)将来世代に対する(直接的な)義務は、身体・健康をめぐる論拠とともに、当

然、気候条件の保護（地球温暖化防止など）にも関係する、環境領域における悪化・劣化・汚染の禁止ということを結果としてもつ。この環境の悪化・劣化・汚染の禁止は、概念上、「持続可能性」(Nachhaltigkeit, sustainability) という主導理念と結びつけられる。そこでこの主導理念の構想を練り、適用を図ることが肝要になる。

オットはここで、ハーマン・デイリーの言う「強い持続可能性」の構想のための論拠を挙げている。この構想において自然資産は、固有の本質的に代替不可能な形態の資産として認められている。この構想にとって有利な論拠は、技術的人工物とそれに応じた道徳的予防原則 (precautionary principle) を通じた、生態系機能の代替可能性に対する経験的懐疑に基づいている。これにより、生態系機能の技術的な代替可能性を主張する者は、根拠づけの責務を負うことになる。資源倫理学のモデルは、強い持続可能性によるものであるべきであり、その上でこのモデルの適用は、マネジメント規則と指針とによって図られる。

(2) 感受能力中心主義の論拠は、益獣飼育（家畜など）の領域において現状に対する明らかな改善を道徳的に十分に要求することができる。その際こうした要求は、動物を殺すことの厳格な禁止を含意しているわけではない。またある種の動物をある種の制約のもとで殺すことは、道徳的に不正というわけでもない。しかしながら私たちは、若干の動物のための若干の権利を根拠づけることができる。例えば類人猿のように私たちに非常によく似た動物を、人間の場合には道徳的根拠から斥けるような取り扱いにさらすべきではない。動物倫理学のモデルは、動物と種に公正な飼育のモデルであるべきである。

(3) 審美的論拠や幸福主義的論拠も、感受能力中心主義の論拠を野生動物の生息地に拡大することと結びつければ、自然保護の領域において現状に対する改善を十分に要求することができる。自然保護を可能にするモデルとは、「種が豊かで、小さな空間のうちで構造化され、広範囲にわたって利用される、多様性をもった文化的景観」といったモデルである。しかもこの文化的景観の中には、自然をそのままにしておく若干の飛び地 (Enklaven) がはめ込まれるが、こうした飛び地 (ビオトープ) を残しておくことは、自然中心主義の論拠を要求するまでもなく支持することができる。

(4) このモデルは到達できる範囲内にある、つまりユートピア的なものではないが、しかし現状から明らかにかげ離れている。このモデルは、環境倫理的には根拠づけられているが、しかし暗黙のうちにすでに政治的次元に関わっており、とりわけ立法機関に向けられる改善委託 (環境法の整備・制定など) を含意している。こうした見方は、環境保護を国家の主要な目的として基礎づけようとする最近の試みとも合致する。その限りで、例の三つの次元を相互に結びつける、ゆるやかな根拠づけの連関も実際に存在するが、この連関が演繹的推論の形式にもたらされることは、もちろんまれである。

(5) 三つの次元の根拠づけ連関とはどのようなものなのか。「論証」と「交渉」という点から考えてみると、倫理的次元では論証されるが、交渉はされない。他の次元では、交渉という要素が重要性を増す。とはいえ論証が交渉を前提としない一方で、交渉は論証を前提とするとい

う理由から、次のような大まかな一般的規準が生じる。すなわち、討論と議論においては論証が優勢でなければならないが、合意による調整のために必要である場合には交渉という要素が認められなければならない、ということである。

(6) オットによれば、自然保護の分野でも判断と意思の形成に、討議的手法 (diskursive Verfahren) がこれまで以上に強力に投入される必要がある。参加者全員が公平だと感じるような「討議による解決」 (diskursive Arrangements) が、自然保護の分野でも中長期的に実際ますます受け入れられ、また円卓会議 (Runde Tische) や市民討論会 (Bürgerforen) などを経て、自然保護がよりよい形で受け入れられる必要がある。

この点で環境倫理学は、哲学的・倫理的次元においていくつかの根拠づけと洞察を提供することができる。市民の側はどのような仕方で環境倫理学の諸理論を集団的实践に転換していくかを、政治的次元と決疑論的次元において自らの手で決定しなければならない。環境倫理学の諸理論は、さらに (環境教育や環境学習のような形で) 具体的社会の習俗的文化全体の中に埋め込まれ、また思春期世代の社会化過程の中に刷り込まれていかななければならない。こうして環境倫理学の諸洞察は、一つの文化のその他の規範や価値に対して、きわめてさまざまな関係のうちに立つことになる⁽¹²⁾。

5. おわりに

環境倫理学はいかに概念的に規定され、いかなる諸立場からなるものなのか、改めてオットの議論を整理してみたい。

オットは第一に、環境倫理学を「三つの次元」と「三つの領域」とに区分する。このうち三つの次元とは、①環境保護や自然保護の普遍的な根拠づけを行う「哲学的・倫理的次元」、②集団的に拘束力をもつ規範的な諸規則を定める「政治的・法的次元」、③技術的・方法的な細目を伴う個々の事例に関連する「決疑論的次元」である。例えば、①において「種の保護」が根拠づけられ、②において「自然保護法」が制定され、③において「自然保護地区」が指定されるというように、三つの次元において各々のスタイルで論証が行われる。とはいえ、①における道徳的問題提起によって、②③における論証も規定される限り、①だけでなく②③もまた環境倫理学を構成する地平・局面であると解釈される。

他方で三つの領域とは、①希少・生物資源や環境媒体との関わりに関する「資源倫理学」、②苦痛を感受する個々の生物との関わりに関する「動物倫理学」、③個体を超えた自然的なものとの関わりに関する「自然倫理学」である。例えば、魚類が対象の場合には、①において再生可能な資源かどうかの問題とされ、②において苦痛を感受する個体かどうかの問題とされ、③において種や生態系に対する意味から問題とされるというように、観点・視点により扱いが異なると解釈される。してみれば、三つの次元と三つの領域との組み合わせによって、環境倫理学の構成は9通りのマトリックスからなるものと考えられる。

オットは第二に、環境倫理学の諸立場を、①人間中心主義、②感受能力中心主義、③生命中心主義、④生態系中心主義、⑤自然中心主義（全体論）に分類し、それらの立場の間の見解の一致・不一致を明らかにする。

(1) 環境倫理学は「自然主義的誤謬」が回避されるように構想されなければならない。言い換えれば、規範的根拠を示さずに記述的命題から規範的命題を推論してはならない。したがって例えば、「痘瘡ウイルスは希少であるから保護すべきである」は、環境倫理的には論証とはいえない。

(2) 環境倫理学においては「道徳的行為主体」と「道徳の受け取り手」とが区別されなければならない。その際、「道徳的行為主体」に関しては「人格」に制限せざるをえないとしても、「道徳の受け取り手」に関しては「人格」にのみ制限することはできない。したがって例えば、胎児や故人、自然的存在をもそれ相応に尊重しない立場は、道徳的恣意に反すると考えられる。

(3) 環境倫理学においては「対する義務」と「考慮する義務」とが区別されなければならない。この場合、「対する義務」とは直接的義務であり、「考慮する義務」とは直接的義務を前提とする間接的義務である。したがって例えば、(直接的義務として) 将来世代に対して(間接的義務として) 気候条件を考慮する義務も成立すると考えられる。

(4) 環境倫理学においては「道徳的共同体の外延」、つまり道徳的に考慮されるべき存在者の範囲が問われる。あるいは「道徳的に重要な性質」、つまりそれに基づいて私たちがいる存在者を道徳的に保護するに値するものと認めることを強いられているような性質が問われる。例えば、生命中心主義は生命をもつことを道徳的に重要な性質と認め、したがって生命をもつものまでを道徳的共同体の範囲と定める。

(5) 苦痛を感じることは良識的に見て道徳的に重要な意味をもつことから、多くの環境倫理学者が感受能力中心主義の立場を主張する。この立場に従えば、苦痛を感じるものがなくなれば、道徳的に顧慮するに値することもなくなる。また苦痛を感じないものは、苦痛を感じるものに対して間接的に顧慮すればよいことになる。

(6) 感受能力中心主義や生命中心主義の立場をとるならば、存在者の組織化のレベルに応じたランク付けを行う「階層主義的」倫理学を構想するか、道徳的共同体の全構成員が同等の価値をもつと説く「平等主義的」倫理学を構想するか、いずれかである。前者に対しては、人間に関して言えば道徳的配慮のランク付けが許されないのに、人間以外の存在者のランク付けはどんな根拠から許されるのかといった問いが生じる。また後者に対しては、人間の基礎的でない利害(例えば快楽)のために、他の生物の基礎的な利害(生存)を損なう行為はどんな根拠から正当化されるのかといった問いが生じる。

(7) 生態系中心主義は「生態系の完全性」をもって道徳の最高原理であると主張する。したがって環境倫理学の諸立場の根本的断絶は、道徳的に考慮するに値するのは個体だけであるとする感受能力中心主義や生命中心主義と、個体を越えた全体であるとする生態系中心主義との間に存すると言える。

(8) 運用上の問題として、人間中心主義と自然中心主義とはある程度まで似たような帰結に至りうる。しかし人間中心主義と自然中心主義がある程度まで収斂するのであれば、自然中心主義の立場は余計なもの（一つの世界観）として不問に付すこともできる。

オットは第三に、環境保護や自然保護のために主張される「環境倫理学の論証・論拠」として16項目を挙げ、これらの理論が、例の三つの次元と領域との絡みで、実践にどう関わるかを論じている。

(1) 資源倫理学のモデル。将来世代に対する義務や身体・健康という論拠から、自然資源（生物資源・非生物資源）や環境媒体（大気・水・土壌）の保護にも関係する、環境領域における悪化の禁止ということが導き出される。さらにこの悪化の禁止ということは、いわゆる「持続可能性」の理念と結びつくので、この理念の構想が練られ、適用が図られなければならない。

(2) 動物倫理学のモデル。感受能力中心主義的論拠は、益獣飼育（家畜など）の領域における現状改善を十分に要求することができる。その際こうした要求は動物を殺すことの厳格な禁止を意味するわけではないが、しかしある種の動物のためのある種の権利を根拠づけ、公正に取り扱うことができる。

(3) 自然倫理学のモデル。自然美という論拠や幸福主義的論拠も、感受能力中心主義的論拠の野生動物の生息地への顧慮と結び付けることで、自然保護の領域における現状改善を十分に要求することができる。自然保護を可能にするモデルとは、「種が豊かで、小さな空間のうちで構造化され、広範囲にわたって利用される、多様性をもった文化的景観」といったモデルであるが、このようなモデルは自然中心主義的論拠を要求するまでもなく支持することができる。

(4) これらの論証モデルは環境倫理的に根拠づけられているが、しかし暗黙のうちに政治的・決疑論的な次元にも関わっている。三つの次元の根拠づけ連関に関して言えば、倫理的次元では論証されるが交渉はされず、他の次元では交渉という要素が重要となるが、しかし論証が交渉を前提としない一方で、交渉は論証を前提とするという事情から、「討論と議論においては論証が優勢でなければならないが、合意による調整のために必要である場合には交渉という要素が認められなければならない」という規準が導き出される。

(5) こうして環境倫理学は、その哲学的・倫理的次元において諸理論を提供することができる。そこで市民の側はいかにこの環境倫理学の諸理論を集団的实践に転換していくかを、政治的・法のおよび決疑論的な次元において自らの手で決定しなければならない。その際「討議的手法」が、円卓会議や市民討論会のような形でこれまで以上に受け入れられなければならない。環境倫理学の諸理論はさらに、環境教育や環境学習のような形で文化的価値や社会的規範に対して方向づけを行うことができる、と結論づけられる。

【注】

- (1) Vgl. Angelika Krebs, *Ökologische Ethik I : Grundlagen und Grundbegriffe*. In: *Angewandte Ethik*, hrsg. v. Julian Nida-Rümelin, Stuttgart 1996, S.386-424.
- (2) Konrad Ott, *Umweltethik. Eine vorläufige Positionsbestimmungen*. In: *Spektrum der Umweltethik*, hrsg. v. Konrad Ott u. Martin Gorke, Marburg 2000, S.13-39. コンラート・オット著、小島優子訳「環境倫理学の見取り図—さまざまな立場についての暫定的な解説—」(コンラート・オット/マルチン・ゴルケ編著、滝口清栄/アンドレアス・ヴァルナー監訳『越境する環境倫理学—環境先進国ドイツの哲学的フロンティア』現代書館、2010年所収)。
- (3) オットは、1989年頃に、エコロジーと倫理学をめぐる討議を再構成し、主張された諸論拠を価値づけ、掲げられた実践的要求を吟味しながら、自らの立場を展開する試みに着手したようである。Konrad Ott, *Ökologie und Ethik. Ein Versuch praktischer Philosophie*, Tübingen 1993, S.8.
- (4) Martin Gorke und Konrad Ott, Vorwort. In: *Spektrum der Umweltethik*, S.7. オット/ゴルケ著、滝口訳「まえがき」、14頁。
- (5) Gotthard M. Teutsch, *Lexikon der Umweltethik*, Göttingen/ Düsseldorf 1985, S.5.
- (6) Konrad Ott, *Umweltethik*. In: *Spektrum der Umweltethik*, S.13. オット著、小島訳「環境倫理学の見取り図」、21～22頁。
- (7) Ibid, S.18-20. 上掲書27～29頁。
- (8) Ibid, S.14-16. 上掲書22～25頁。
- (9) Ibid, S.16-18. 上掲書25～27頁。
- (10) Ibid, S.20-28. 上掲書29～37頁。
- (11) Ibid, S.31-33. 上掲書41～43頁。
- (12) Ibid, S.33-37. 上掲書43～47頁。

(平成24年11月9日受理)